

六 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
別紙様式第 6 号（第59条関係） （日本工業規格 A 4） 年度中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間業務報告書 （略） 目次 第 1 ～ 第 7 （略） （記載上の注意） 1 ・ 2 （略） 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ① ・ ② （略） ③ 子法人等 保険業法施行令（以下「令」という。）<u>第13条の 5 の 2 第 3 項</u>に規定する子法人等をいう。 ④ 関連法人等 令<u>第13条の 5 の 2 第 4 項</u>に規定する関連法人等をいう。 4 ～ 6 （略） 第 1 （略） 1 ～ 5 （略） 6 会社役員の状況 （表 略）	別紙様式第 6 号（第59条関係） （日本工業規格 A 4） 年度中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間業務報告書 （略） 目次 第 1 ～ 第 7 （略） （記載上の注意） 1 ・ 2 （略） 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ① ・ ② （略） ③ 子法人等 保険業法施行令（以下「令」という。）<u>第 2 条の 3 第 2 項</u>に規定する子法人等をいう。 ④ 関連法人等 令<u>第 2 条の 3 第 3 項</u>に規定する関連法人等をいう。 。 4 ～ 6 （略） 第 1 （略） 1 ～ 5 （略） 6 会社役員の状況 （表 略）

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）及び兼職の状況（重要でないものを除く。）を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。また、法第8条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

5～7 (略)

7～9 (略)

第2～第7 (略)

別紙様式第6号の2（第59条関係）

(日本工業規格A4)

年度中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間業務報告書

(略)

目

次

第1～第7 (略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めると

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）及び兼職の状況（重要でないものを除く。）を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。また、法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

5～7 (略)

7～9 (略)

第2～第7 (略)

別紙様式第6号の2（第59条関係）

(日本工業規格A4)

年度中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間業務報告書

(略)

目

次

第1～第7 (略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めると

ころによる。

①・② (略)

③ 子法人等 保険業法施行令（以下「令」という。）第13条の5の2第3項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等をいう。

4～6 (略)

第1

(略)

1～5 (略)

6 会社役員の状況

(表 略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）及び兼職の状況（重要でないものを除く。）を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。また、法第8条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

5～7 (略)

7～9 (略)

第2～第7 (略)

ころによる。

①・② (略)

③ 子法人等 保険業法施行令（以下「令」という。）第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。

4～6 (略)

第1

(略)

1～5 (略)

6 会社役員の状況

(表 略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）及び兼職の状況（重要でないものを除く。）を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。また、法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

5～7 (略)

7～9 (略)

第2～第7 (略)

別紙様式第 6 号の 3 (第59条関係)

(日本工業規格 A 4)

年度中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間連結業務報告書

(略)

第 1

(略)

1 (略)

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

(表 略)

(記載上の注意)

1 「子会社」とは法第 2 条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは保険業法施行令第13条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同条第 4 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 (略)

(2) (略)

第 2 (略)

別紙様式第 7 号 (第17条の 5、第25条の 2 及び第59条関係)

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 6 号の 3 (第59条関係)

(日本工業規格 A 4)

年度中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間連結業務報告書

(略)

第 1

(略)

1 (略)

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

(表 略)

(記載上の注意)

1 「子会社」とは法第 2 条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは保険業法施行令第 2 条の 3 第 2 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同令第 2 条の 3 第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 (略)

(2) (略)

第 2 (略)

別紙様式第 7 号 (第17条の 5、第25条の 2 及び第59条関係)

(日本工業規格 A 4)

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 業務報告書

(略)

目 次

第1～第14 (略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①・② (略)

③ 子法人等 保険業法施行令（以下「令」という。）第13条の5の2第3項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等をいう。

4～6 (略)

第1 (略)

第2

(略)

1 (略)

2 事業報告書に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

(表 略)

(記載上の注意)

1 (略)

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 業務報告書

(略)

目 次

第1～第14 (略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①・② (略)

③ 子法人等 保険業法施行令（以下「令」という。）第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。

4～6 (略)

第1 (略)

第2

(略)

1 (略)

2 事業報告書に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

(表 略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、法第8条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

3・4 (略)

(2)・(3) (略)

第3～第14 (略)

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）
（日本工業規格A4）

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 業務報告書

(略)

目 次

第1～第14 (略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①・② (略)

③ 子法人等 保険業法施行令（以下「令」という。）第13条

2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

3・4 (略)

(2)・(3) (略)

第3～第14 (略)

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）
（日本工業規格A4）

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 業務報告書

(略)

目 次

第1～第14 (略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①・② (略)

③ 子法人等 保険業法施行令（以下「令」という。）第2条

の5の2第3項に規定する子法人等をいう。

- ④ 関連法人等 令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等をいう。

4～6 (略)

第1 (略)

第2

(略)

1 (略)

2 事業報告書に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

(表 略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、法第8条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

3・4 (略)

(2)・(3) (略)

第3～第14 (略)

の3第2項に規定する子法人等をいう。

- ④ 関連法人等 令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。

4～6 (略)

第1 (略)

第2

(略)

1 (略)

2 事業報告書に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

(表 略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

3・4 (略)

(2)・(3) (略)

第3～第14 (略)

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）

（日本工業規格A4）

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 連結業務報告書

（略）

第1

（略）

1 （略）

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

（表 略）

（記載上の注意）

1 「子会社」とは法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同条第4項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 （略）

(2) （略）

第2 （略）

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）

（日本工業規格A4）

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 連結業務報告書

（略）

第1

（略）

1 （略）

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

（表 略）

（記載上の注意）

1 「子会社」とは法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 （略）

(2) （略）

第2 （略）

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本工業規格 A 4）

年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間業務報告書

（略）

第 1

（略）

1 （略）

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

（表 略）

（記載上の注意）

1 「子会社」とは、法第 2 条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第13条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同条第 4 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 （略）

(2)～(5) （略）

3～5 （略）

第 2 （略）

別紙様式第15号（第210条の10関係）

（日本工業規格 A 4）

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本工業規格 A 4）

年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間業務報告書

（略）

第 1

（略）

1 （略）

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

（表 略）

（記載上の注意）

1 「子会社」とは、法第 2 条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第 2 条の 3 第 2 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同令第 2 条の 3 第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 （略）

(2)～(5) （略）

3～5 （略）

第 2 （略）

別紙様式第15号（第210条の10関係）

（日本工業規格 A 4）

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 業務報告書

(略)

第 1

(略)

1 (略)

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

(表 略)

(記載上の注意)

1 「子会社」とは、法第 2 条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第13条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同条第 4 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 (略)

(2)～(5) (略)

3～6 (略)

第 2 (略)

別紙様式第15号の 2 (第210条の11関係)

(日本工業規格 A 4)

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 事業報告書

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 業務報告書

(略)

第 1

(略)

1 (略)

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

(表 略)

(記載上の注意)

1 「子会社」とは、法第 2 条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第 2 条の 3 第 2 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同令第 2 条の 3 第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 (略)

(2)～(5) (略)

3～6 (略)

第 2 (略)

別紙様式第15号の 2 (第210条の11関係)

(日本工業規格 A 4)

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 事業報告書

(記載上の注意)

1 (略)

2 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①・② (略)

③ 子法人等 保険業法施行令（以下「令」という。）第13条の5の2第3項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等をいう。

3・4 (略)

1～10 (略)

別紙様式第15号の3（第210条の11関係）

（日本工業規格A4）

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 附属明細書

1 (略)

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

(表 略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第598条第1項の職務を

(記載上の注意)

1 (略)

2 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①・② (略)

③ 子法人等 保険業法施行令（以下「令」という。）第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。

3・4 (略)

1～10 (略)

別紙様式第15号の3（第210条の11関係）

（日本工業規格A4）

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 附属明細書

1 (略)

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

(表 略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第598条第1項の職務を

行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、保険業法第8条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

3・4（略）

(2)・(3)（略）

別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係）

（日本工業規格A4）

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 業務報告書

（略）

目

次

第1～第14（略）

（記載上の注意）

1～3（略）

4 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①・②（略）

③ 子法人等 保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等をいう。

行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、保険業法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

3・4（略）

(2)・(3)（略）

別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係）

（日本工業規格A4）

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 業務報告書

（略）

目

次

第1～第14（略）

（記載上の注意）

1～3（略）

4 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①・②（略）

③ 子法人等 保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。

5～7 (略)

第1 (略)

第2 附属明細書

(略)

1 (略)

2 事業報告書に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

(表 略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、保険業法第8条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

3・4 (略)

(2)・(3) (略)

第3～第14 (略)

別紙様式第16号の18（第211条の36第2項関係）

(日本工業規格A4)

年度中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間業務報告書

5～7 (略)

第1 (略)

第2 附属明細書

(略)

1 (略)

2 事業報告書に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

(表 略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、保険業法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

3・4 (略)

(2)・(3) (略)

第3～第14 (略)

別紙様式第16号の18（第211条の36第2項関係）

(日本工業規格A4)

年度中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間業務報告書

(略)

目次

第1～第7 (略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①・② (略)

③ 子法人等 保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等をいう。

5～7 (略)

第1 中間事業報告書

(略)

1～5 (略)

6 会社役員の状況

(表 略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）及び兼職の状況（重要でないものを除く。）を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないもの

(略)

目次

第1～第7 (略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①・② (略)

③ 子法人等 保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。

5～7 (略)

第1 中間事業報告書

(略)

1～5 (略)

6 会社役員の状況

(表 略)

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）及び兼職の状況（重要でないものを除く。）を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないもの

を除く。)を「重要な兼職」に記載すること。また、保険業法第8条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

5～7 (略)

7～9 (略)

第2～第7 (略)

別紙様式第16号の19 (第211条の36第4項関係)

(日本工業規格A4)

年度中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間連結業務報告書

(略)

第1 中間事業概況書

(略)

1 (略)

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

(表 略)

(記載上の注意)

- 1 「子会社」とは保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同条第4項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 (略)

を除く。)を「重要な兼職」に記載すること。また、保険業法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

5～7 (略)

7～9 (略)

第2～第7 (略)

別紙様式第16号の19 (第211条の36第4項関係)

(日本工業規格A4)

年度中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間連結業務報告書

(略)

第1 中間事業概況書

(略)

1 (略)

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

(表 略)

(記載上の注意)

- 1 「子会社」とは保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 (略)

(2) (略)

第2 (略)

別紙様式第16号の20 (第211条の36第4項関係)

(日本工業規格A4)

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 連結業務報告書

(略)

第1 事業概況書

(略)

1 (略)

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

(表 略)

(記載上の注意)

1 「子会社」とは保険業法第2条第12項に規定する子会社を、
「子法人等」とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定
する子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」
とは同条第4項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 (略)

(2) (略)

第2 (略)

(2) (略)

第2 (略)

別紙様式第16号の20 (第211条の36第4項関係)

(日本工業規格A4)

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 連結業務報告書

(略)

第1 事業概況書

(略)

1 (略)

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

(表 略)

(記載上の注意)

1 「子会社」とは保険業法第2条第12項に規定する子会社を、
「子法人等」とは保険業法施行令第2条の3第2項に規定する
子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」とは
同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 (略)

(2) (略)

第2 (略)

別紙様式第16号の24（第211条の81第1項関係）

（日本工業規格A4）

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間業務報告書

（略）

第1 中間事業概況書

（略）

1 （略）

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

（表 略）

（記載上の注意）

1 「子会社」とは、保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同条第4項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 （略）

(2)～(5) （略）

3～5 （略）

第2 （略）

別紙様式第16号の25（第211条の81第2項関係）

（日本工業規格A4）

別紙様式第16号の24（第211条の81第1項関係）

（日本工業規格A4）

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間業務報告書

（略）

第1 中間事業概況書

（略）

1 （略）

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

（表 略）

（記載上の注意）

1 「子会社」とは、保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 （略）

(2)～(5) （略）

3～5 （略）

第2 （略）

別紙様式第16号の25（第211条の81第2項関係）

（日本工業規格A4）

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 業務報告書

(略)

第1 事業概況書

(略)

1 (略)

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

(表 略)

(記載上の注意)

1 「子会社」とは、保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同条第4項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 (略)

(2)～(5) (略)

3～6 (略)

第2 (略)

別紙様式第16号の26 (第211条の84第1項関係)

(日本工業規格A4)

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 業務報告書

(略)

第1 事業概況書

(略)

1 (略)

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

(表 略)

(記載上の注意)

1 「子会社」とは、保険業法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち、子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 (略)

(2)～(5) (略)

3～6 (略)

第2 (略)

別紙様式第16号の26 (第211条の84第1項関係)

(日本工業規格A4)

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 事業報告書

(記載上の注意)

1 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①・② (略)

③ 子法人等 保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等をいう。

2・3 (略)

1～6 (略)

別紙様式第16号の27 (第211条の84第2項関係)

(日本工業規格A4)

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 附属明細書

(略)

1 (略)

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 事業報告書

(記載上の注意)

1 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①・② (略)

③ 子法人等 保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等をいう。

2・3 (略)

1～6 (略)

別紙様式第16号の27 (第211条の84第2項関係)

(日本工業規格A4)

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 附属明細書

(略)

1 (略)

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

(表 略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、保険業法第8条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

3・4 (略)

(2)・(3) (略)

(表 略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況（重要でないものを除く。）を記載すること。また、保険業法第8条第2項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

3・4 (略)

(2)・(3) (略)